

様式第七十八（第百四十二条、第百四十九条、第百五十五条関係）

医薬品販売業許可更新申請書

添付された許可証の許可番号及び許可年月日と一致を確認すること。

許可番号及び年月日		第〇〇〇〇〇〇〇〇号 令和〇〇年〇〇月〇〇日	
店舗又は営業所の名称		〇〇ドラッグストア	
店舗若しくは営業所の所在地又は営業の区域		川崎市川崎区宮本町1番地 (電話) 〇〇	
変更内容	事項	変更前	変更後
(法人にあつては)薬事に関する業務に責任を有する役員の氏名		川崎 太郎	
申請者に責任を有する役員(法人にあつては、薬事に関する業務の欠格条項)を含む。	(1)	法第75条第1項の規定により許可を取り消され、取消しの日から3年を経過していない者	全員なし
	(2)	法第75条の2第1項の規定により登録を取り消され、取消しの日から3年を経過していない者	全員なし
	(3)	拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった後、3年を経過していない者	全員なし
	(4)	法、麻薬及び向精神薬取締法、毒物及び劇物取締法その他薬事に関する法令で政令で定めるもの又はこれに基づく処分に違反し、その違反行為があつた日から2年を経過していない者	全員なし
	(5)	麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者	全員なし
	(6)	精神の機能の障害により医薬品販売業者の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者	全員なし
	(7)	医薬品販売業者の業務を適切に行うことができる知識及び経験を有すると認められない者	全員なし
備考	許可証紛失		

店舗の名称、所在地が添付された許可証のとおり記載されていることを確認すること。
ただし、既に変更届出提出済みで許可証を書き換えていない場合には変更後の名称及び所在地を記載し、その旨を備考欄に記載すること。

変更がある場合、別途変更届が必要

入らない場合は別紙でも可（任意様式）

該当がない場合
個人開設又は法人開設で薬事に関する業務に責任を有する役員が1名のときは「なし」
法人開設の場合で薬事に関する業務に責任を有する役員が複数名いるときは「全員なし」

現在の許可証を紛失している場合は「許可証紛失」と記載すること。

店舗販売業
上記により、~~製造販売業~~の許可の更新を申請します。
~~卸売販売業~~

令和〇〇年〇〇月〇〇日

申請を行わない業に二重取消線が引かれていること。

手数料納入日と同日であること。

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）川崎市川崎区宮本町1番地

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）株式会社〇〇
代表取締役 多摩 花子

川崎市長 殿

川崎市長と記載されていること。
（神奈川県保健福祉事務所長、川崎市〇〇区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）長等は不可）

法人開設の場合、申請者は代表者とする。なお、押印は不要。

(注意)

- 1 用紙の大きさは、A4 とすること。
- 2 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。
- 3 配置販売業にあつては、店舗又は営業所の名称欄の記載を要しないこと。
- 4 次に掲げる事項について変更のあつた日から 30 日以内にこの更新申請書を提出する場合は、当該変更のあつた事項について、変更内容欄に記載すること。
 - (1) 店舗販売業者にあつては、第 159 条の 19 第 1 項各号に掲げる事項
 - (2) 配置販売業者にあつては、第 159 条の 21 第 1 項各号に掲げる事項
 - (3) 卸売販売業者にあつては、第 159 条の 22 第 1 項各号に掲げる事項
- 5 店舗販売業者にあつては、第 159 条の 20 第 1 項各号に掲げる事項についてこの更新申請書を提出する際に変更の予定がある場合は、当該変更の予定がある事項について、変更内容欄に記載すること。
- 6 店舗販売業及び配置販売業において、薬事に関する実務に従事する薬剤師又は登録販売者に変更があつた場合のうち、新たに当該店舗又は区域において薬事に関する実務に従事する薬剤師又は登録販売者となつた者がいる場合には、その者の薬剤師名簿登録番号及び登録年月日又は販売従事登録番号及び登録年月日を変更後欄に付記すること。
- 7 申請者の欠格条項の(1)欄から(7)欄までには、当該事実がないときは「なし」と記載し、あるときは、(1)欄及び(2) 欄にあつてはその理由及び年月日を、(3)欄にあつてはその罪、刑、刑の確定年月日及びその執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた場合はその年月日を、(4)欄にあつてはその違反の事実及び違反した年月日を記載すること。また、(6)欄に該当するおそれがある者については、同欄に「別紙のとおり」と記載し、当該申請者に係る精神の機能の障害に関する医師の診断書を添付すること。